

平成 28 年度

施設評価調書

施設の名称……中公民館

所管担当課……教育委員会生涯学習課

平成 28 年 7 月

平成 28 年度	施設名 (愛称名)	下田市立中公民館	番号	29
----------	-----------	----------	----	----

設置目的の達成度

1 計画(Plan)と実績(Do)

設置目的	社会教育法第 20 条の目的を達成するため 第 20 条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。					
運営事業名	H26 年値	H27 年目標値	H27 年実績値	対前年比	目標達成率	評価
① 公民館活動推進事業 (講座企画運営事業)	1,097 人	1,100 人	566 人	51.60%	51.45%	D
② 公民館活動推進事業 (会議室貸出事業)	3,820 人	3,850 人	4,483 人	117.4%	116.4%	A
設置目的に対する総合評価						C
目的達成度の 評価基準	① 参加者数*実施数 (複数講座がある場合は全講座の合計) ② 利用者合計人数 評価：目標達成率 A100%以上、B100%未満 80%以上、C80%未満 60%以上、D60%未満 40%以上、E40%未満					

2 現状分析(Check)

運営事業の 意義と現状	① 市の厳しい財政状況の中、限られた予算で館長に公民館講座を企画していただいている。前年度比で同等の参加者数を維持している。 ② 公民館の総利用者数については、平成 26 年度より 663 人増加している。
上記の原因	① 公民館講座の参加者数については、1 講座が社会教育関係団体へと移行したため、その分減少している。 ② 選挙の実施により、昨年度 (平成 26 年度) 比で利用者数が増加していると考えられる。

3 次年度以降への改善点(Action)

具体的な 改善方策	① 公民館講座については、講座内容が固定化しつつあるため、現在開設されている公民館講座の自主的活動への移行を推進し、並行して新規講座の開設を進める。 ② 将来的には統廃合計画により、地元区への譲渡または廃止となる施設である。今後の施設の在り方を、行政・地元区等関係者を交え、また、社会教育委員、公民館運営審議会等にも諮問する等して、地元の実情にあった施設として方向性を見出していかなければならない。		
H28 年度運営 事業と目標値	運営事業名	H28 年度目標値	備 考
	① 公民館活動推進事業 (講座企画運営事業)	570 人	前年度実績維持 566 人≒570 人
	② 公民館活動推進事業 (会議室貸出事業)	4,500 人	前年度実績維持 4,483 人≒4,500 人

※参考 前年度までの運営事業の実績値と評価

運営事業名	H 23 年度	H 24 年度	H 25 年度	H 26 年度
総合評価	B	B	B	B
① 公民館活動推進事業 (講座企画運営事業)	A 1,521 人	B 1,268 人	B 1,096 人	B 1,097 人
② 公民館活動推進事業 (会議室貸出事業)	B 3,992 人	A 4,357 人	A 4,437 人	B 3,820 人

平成 28 年度	施設名 (愛称名)	下田市立中公民館	番号	29
----------	-----------	----------	----	----

効 率 性

1 計画(Plan)と実績(Do)

効率性指標		H26 年度値	H27 年目標値	H27 年実績値	対前年比	目標達成率
①利用単位 当たり経費	A 施設総利用 者数等	3,820 人	3,850 人	4,483 人	117.4%	116.4%
	B 年間経費 (除く収入) 経費+市職人件費	1,256,673 円	—	1,497,387 円	119.2%	—
	B/A	329 円/人	320 円/人	334 円/人	101.5%	95.81%
②	光熱水費	320,059 円	304,000 円	276,461 円	90.94%	110.0%
③	消耗品費	17,263 円	17,000 円	20,074 円	116.3%	84.69%
効率性指標の考え方等		A 利用者数：公民館利用者人数 B 年間経費：市の経費総額と事務に係る人件費（職員人件費÷職員数）*1/40 人工				

2 現状分析(Check)

効 率 性 の 現 状	施設総利用者数が平成 26 年度比で 663 人の増加である。 年間経費は、消耗品費が若干増加しているが、経費全般で見ると例年通りであったといえる。
----------------	---

3 次年度以降への改善点(Action)

具 体 的 な 改 善 方 策	引き続き、光熱水費、消耗品の節電・節約に取り組み、利用者への声掛け等の協力依頼や掲示物等により節電・節約の周知徹底を引き続き図る。		
H28 年度効率性 の 目 標 値	①利用単位当たり経費 B/A	330 円/人	前年度実績維持 334 円/人≒330 円/人
	②光熱水費	262,000 円	前年度実績の 5%削減 276,461≒262,000
	③消耗品費	20,000 円	前年度実績維持 20,074≒20,000

※参考 前年度までの効率性指標

効率性指標		H23 年度決算	H24 年度決算	H25 年度決算	H26 年度決算
①利用単位 当たり 経費	目標値 (人)	4,400 人	4,000 人	4,360 人	4,440 人
	A 実績値	3,992 人	4,357 人	4,437 人	3,820 人
	B 実績値	943,387 円	988,274 円	1,156,636 円	1,256,673 円
	B/A	236 円/人	227 円/人	261 円/人	329 円/人
	対前年比 (B/A)	87.08%	96.19%	114.98%	126.05%
	目標達成率 (人)	90.73%	98.70%	101.77%	86.04%
②光熱水費	目標値	256,000 円	270,000 円	279,000 円	299,000 円
	実績値	284,337 円	293,576 円	314,852 円	320,059 円
	対前年比	94.36%	103.25%	107.25%	101.65%
	目標達成率	111.07%	108.73%	88.61%	93.42%
③消耗品費	目標値	26,000 円	13,000 円	29,000 円	14,000 円
	実績値	13,340 円	28,507 円	14,221 円	17,263 円
	対前年比	50.30%	213.70%	49.89%	116.3%
	目標達成率	51.31%	219.28%	203.92%	84.69%

平成 28 年度

施設名（愛称名）	下田市立中公民館
----------	----------

番号	29
----	----

4 その他の指標

	区 分	説 明	単位	H25 年度	H26 年度	H27 年度
受益者負担 の適正性	①有料部分の 年間経費	使用料等を徴収する部分 の年間経費	円	1,156,636	1,256,673	1,497,387
	②受益者負担 額	施設の本来の目的による 使用料等の年間総額	円	120,000	133,470	177,490
	③受益者負担 比率	②÷①	%	10.37	10.62	11.85
	④補正受益者 負担額	減免者より正規の料金を 徴収したと仮定した場合 の受益者負担額	円	665,000	772,450	655,420
	⑤補正受益者 負担比率	④÷①	%	57.49	61.47	43.77

運営に掛か る税負担 (市民負担)	年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度(予算)
	人口（4月1日：人）		24,230	23,864	23,444	—
	人口 1 人あ たり(円/人)	運営経費（収入除く）	43	47	56	—
年間総経費		48	53	64	—	

平成 28 年度

施設名（愛称名） 下田市立中公民館

番号 29

利用者満足度調査

※アンケート実施無し。但し、予約受付時、使用后、館長会議等にて、意見聴取している。

施設修繕計画及び備品購入計画

破損 年度	全ての破損した箇所・備品名	経費見積	修繕・買換等 予定年度	備考（修繕済年度等）

※今後想定される維持管理事項
・建物の老朽化・劣化が著しく、修繕では対応が難しい状態にある。

平成 28 年度	施設名（愛称名）	下田市立中公民館	番号	29
----------	----------	----------	----	----

管理運営上のその他評価項目

当該施設の必要性 廃止、休止等の可能性 施設の設置目的変更の可能性 民間による管理運営の可能性 今後の管理運営主体の見込み 行政関与の妥当性	社会教育法に基づく公民館としては、行政関与は妥当である。但し、市の総合計画における公民館統廃合事業として、市内 6 公民館の中央公民館 1 館への統廃合を進めており、中公民館は、地元区へ譲渡又は廃止という位置づけにある。地元区の実情にみあった生涯学習施設の拠点として、譲渡したい方針ではあるが、建物の老朽化・劣化が著しく、管理維持費が区の負担では厳しい状況である。
施設の管理運営と経費の妥当性	建物の老朽化・劣化が著しく、市の厳しい財政状況も考慮し、可能な限り、必要最低限、使用に耐え得るまでに修繕等を施し運営している状況にある。
施設の性質や実費経費からみた受益者負担の妥当性	使用者層の固定化傾向がみられ、市内の人口減少や高齢化の進行も重なり、使用者数が伸びない状況に加えて年々施設の老朽化も進む中、受益者負担の原則の観点から、維持管理費に見合う使用料収入を見込んだ受益者負担を使用者に求めることは、使用の衰退等を招く原因になりうると考えられる。施設の性質を念頭に、施設にとっての受益者負担の適正化を、市内各地域の公民館ごとの規模の格差、建設時からの経過により地域ごとに異なる使用形態を踏まえ、また類似施設との整合性を図りながら検討し、定期的に妥当性を見直し改善していくことが必要である。
その他の管理運営上の課題	統廃合による将来の地区の生涯学習施設の拠点として、地元区にみあった今後の在り方、果たすべき役割について検討することが課題である。
【参考】 市内や賀茂郡内の類似施設の管理運営状況等	県中東部内では、公民館廃止、代替施設として生涯学習センターの設置・整備等が顕著である。県西部地域は社会教育法による公民館を設置している自治体が多いが、県中東部内で見ると当市は公民館設置が多いといえる。

平成 27 年度 実施運営事業内容

運営事業名	事業内容	次年度に向けての改善事項
① 公民館活動推進事業 (講座企画運営事業)	生け花、コーラス 2 講座で 43 回、566 人の参加があった。	固定化している既存の講座を自主的活動に移行するよう推進する。 講座の募集から実施後の報告を広報等で情報発信することで、既存の公民館講座への参加者数の増加を図り、社会教育関係団体、ボランティア活動団体等の公民館活動の啓発や活動の活性化につなげ、公民館活動の維持を図る。
② 公民館活動推進事業 (会議室貸出事業)	229 回、4,483 人の利用があった。	

平成 28 年度

施設名 (愛称名) 下田市立中公民館

番号 29

施設の概要

1 施設名 (愛称名)	下田市立中公民館		2 担当課 担当係	生涯学習課 社会教育係																																																		
3 所在地	下田市西中 19 番地 13		4 設置年月	昭和 33 年 4 月 1 日 昭和 50 年 3 月改築																																																		
5 総合計画の位置付け	Ⅱ人が輝くまちづくり		(1) 自ら学ぶ人づくり		生涯学習																																																	
	基本目標		いつでも、だれでも生涯にわたり学習できるまちを目指します。																																																			
	基本目標を実現するための施策		項目 ・公民館講座 ・公民館統廃合		内容 ・公民館講座の開設 ・地域の実情に見合った公民館の再編を図ります。																																																	
6 設置目的	社会教育法第 20 条の目的を達成するため 第 20 条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。																																																					
7 設置根拠	下田市立公民館設置管理条例																																																					
8 施設の概要	施設の概要		敷地面積 412.01 m ² 建物面積 延面積 500.76 m ² 1F 240.66 m ² 2F 260.10 m ² 構造 鉄骨 2 階建 1F 小会議室 (洋・和)・調理室・便所 2F 事務室・湯沸室・大会議室 (洋・和)・便所																																																			
	実施事業の概要		・公民館講座の実施 ・その他「社会教育法第 22 条 (公民館の事業)」に基づくもの																																																			
	料金区分		会議室等使用料 大会議室 (洋・和)・小会議室 (洋・和)・調理室																																																			
	主な料金		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">午前 (9:00~12:00)</th> <th colspan="2">昼間(13:00~17:00)</th> <th colspan="2">夜間(18:00~21:00)</th> </tr> <tr> <th>普通</th> <th>入場料</th> <th>普通</th> <th>入場料</th> <th>普通</th> <th>入場料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール兼大会議室</td> <td>2,050 円</td> <td>4,100 円</td> <td>2,050 円</td> <td>4,100 円</td> <td>3,080 円</td> <td>6,160 円</td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td>1,020 円</td> <td>2,050 円</td> <td>1,020 円</td> <td>2,050 円</td> <td>2,050 円</td> <td>4,100 円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>1,020 円</td> <td>2,050 円</td> <td>1,020 円</td> <td>2,050 円</td> <td>2,050 円</td> <td>4,100 円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1,020 円</td> <td>2,050 円</td> <td>1,020 円</td> <td>2,050 円</td> <td>2,050 円</td> <td>4,100 円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>2,050 円</td> <td>-</td> <td>2,050 円</td> <td>-</td> <td>3,080 円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				名称	午前 (9:00~12:00)		昼間(13:00~17:00)		夜間(18:00~21:00)		普通	入場料	普通	入場料	普通	入場料	多目的ホール兼大会議室	2,050 円	4,100 円	2,050 円	4,100 円	3,080 円	6,160 円	中会議室	1,020 円	2,050 円	1,020 円	2,050 円	2,050 円	4,100 円	小会議室	1,020 円	2,050 円	1,020 円	2,050 円	2,050 円	4,100 円	和室	1,020 円	2,050 円	1,020 円	2,050 円	2,050 円	4,100 円	調理室	2,050 円	-	2,050 円	-	3,080 円	-
	名称	午前 (9:00~12:00)		昼間(13:00~17:00)		夜間(18:00~21:00)																																																
		普通	入場料	普通	入場料	普通	入場料																																															
	多目的ホール兼大会議室	2,050 円	4,100 円	2,050 円	4,100 円	3,080 円	6,160 円																																															
中会議室	1,020 円	2,050 円	1,020 円	2,050 円	2,050 円	4,100 円																																																
小会議室	1,020 円	2,050 円	1,020 円	2,050 円	2,050 円	4,100 円																																																
和室	1,020 円	2,050 円	1,020 円	2,050 円	2,050 円	4,100 円																																																
調理室	2,050 円	-	2,050 円	-	3,080 円	-																																																
減免内容		(使用料の免除) 第 10 条 市長は、特に必要があると認めるときは、別表に定める使用料を減免することができる。 (1) 市の主催で使用するとき、又は国の機関若しくは地方公共団体が市と共催で使用するとき。(全額) (2) 公共的団体の主催で法第 20 条の目的に基づき住民のために使用するとき、又は市内の保育所、幼稚園若しくは小・中学校の主催で、園児、児童、若しくは生徒の教育のために使用するとき。(全額) (3) 公立小・中学校 (市内の公立小・中学校を除く。)若しくは公立高等学校の主催で、その目的が教育のために使用するとき、又は委員会が認めた社会教育関係団体の主催で、その目的が当該団体の設立目的のために使用するとき。(5 割減額) (4) 国の機関又は地方公共団体の主催で、その目的が公共のために使用するとき。(3 割減額) (5) 全各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。(3 割減額)																																																				
利用料金制度		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無																																																				
施設運営方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接運営 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 → 指定管理者 <input type="checkbox"/> 一部委託 → 委託内容																																																				

平成 28 年度

施設名 (愛称名) 下田市立中公民館

番号 29

	直接従事職員	下田市職員数 館長 1名 常駐管理人 0名					
9 市内の類似施設	下田市所有	他 5 公民館 (社会教育法の規定による施設)					
	民間所有	地区集会所等 (自治会管理の地域コミュニティ施設)					
10 取得費等の情報 (単位: 円)	取得費及び財源内訳		平成 27 年度末残高		(備考) 減価償却の方法 ・ 旧定額法 ・ 残存価格 1 円 ・ 新築翌年度から償却 ・ 耐用年数 38 年 ・ 建物経過年数 41 年		
	土地取得費		土地残高				
	建物取得費	48,000 千円	建物減価償却後残高	1 円			
	財源内訳	48,000 千円	減価償却費 = 取得価格 * 0.9 * 償却率 = 1,166,400				
	国・県支出金	5,400 千円					
	市債	7,000 千円	市債残高	0 円			
	一般財源	5,400 千円					
	寄附金等	30,200 千円					
	物品(*万円以上)		物品減価償却後残高				
	11 年間経費等推移 (単位: 円)	区 分		H25 年度決算		H26 年度決算	H27 年度決算
収入			120,000	133,470	177,490	1,843,000	
収入合計		137,930	120,000	177,490	1,843,000		
支出		1 節 報酬		216,000	218,667	221,333	1,004,000
		7 節 賃金		0	0	0	1,699,000
		8 節 報償費		85,000	76,000	42,000	229,000
		9 節 旅費		6,725	7,751	296	25,000
		11 節 需用費		399,591	370,451	316,193	5,606,100
		消耗品費		14,221	17,263	20,074	204,100
		印刷製本費		0	3,417	0	21,000
		光熱水費		314,852	320,059	276,461	4,788,000
		下水道費		20,328	12,468	18,219	176,000
		燃料費		0	1,584	1,439	17,000
		修繕料		50,190	15,660	0	400,000
		12 節 役務費		57,352	46,132	50,391	581,000
		13 節 委託料		213,000	219,086	218,654	830,000
		14 節 使用料		50	0	464,940	448,000
		18 節 備品購入費		0	0	0	0
		19 節 負担金		9,212	12,217	12,217	73,000
23 節 償還金利子及び割引料			0	0	250	0	
支出合計		986,930	1,084,224	1,326,206	10,495,100		
減価償却費			0	0	0	9,439,300	
市債利子			0	0	0	0	
職員人件費			169,706	172,449	171,181	917,370	
下田市負担年間総経費			1,156,636	1,256,673	1,497,387	20,851,770	
備考	○ 人件費は、1 公民館を 1/40 人工として、職員人件費平均から算出したもの ○ 事務に係る市職人件費 = (職員人件費 ÷ 職員数) × 1/40 人工 × 公民館数						
12 施設利用状況等の推移	利用状況	利用年度	H25 年度決算	H26 年度決算	H27 年度決算	H28 年度予算 (6 公民館)	

平成 28 年度

施設名 (愛称名) 下田市立中公民館

番号 29

	利用者数	市 内	4,437 人	3,820 人	4,483 人	34,400 人
		市 外		人	人	人
		合 計	4,437 人	3,820 人	4,483 人	34,400 人
	参考：利用単位 当たり市負担額		233.63 円/人	328.97 円/人	334.01 円/人	606.16 円/人
		算出方法：11 欄の「下田市負担年間総経費」÷利用者数				
休館日	祝日、12/28 から 1/3 まで					
使用 時間	午前 9 時から午後 9 時まで					